（法第百九条の十第一項第四十一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定）

第百十五条　法第百九条の十第一項第四十一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十一条の二及び第百八条第五項

二　船員保険法第二十八条、第五十条及び第七十条第五項

三　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第四十九条の三第一項

四　私立学校教職員共済法第四十七条の二

五　国家公務員共済組合法第六十六条第七項及び第百十四条の二

六　国民健康保険法第百三条の二及び附則第二十条

七　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三十条

八　地方公務員等共済組合法第六十八条第七項及び第百四十四条の二十五の二

九　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三十七条

十　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十三条の二

十一　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第二十六条及び第二十八条第二項

十二　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十二条の二

十三　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百三十八条

十四　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二百三条

十五　平成十三年統合法附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法第七十八条の二

十六　統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十九条及び第三十一条第一項

（法第百九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務）

第百十六条　法第百九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一　第十八条第一項、第三十六条第一項、第五十一条第一項及び第六十条の六第一項の規定による確認に係る事務並びに第十八条第二項及び第三項、第三十六条第二項及び第三項、第五十一条第二項及び第三項並びに第六十条の六第二項及び第三項の規定による報告及び書類の提出の求めに係る事務

二　第十八条の二第一項、第三十六条の二第一項、第五十一条の二第一項及び第六十条の六の二第一項の規定による届書の提出の求めに係る事務

三　第三十二条第二項第五号及び第九号、第三十二条の三第二項第二号及び第六号、第三十三条第二項第五号、第三十三条の二第二項第七号、第三十五条第二項第二号及び第七号、第三十五条の二第二項第八号、第三十六条の三第二項第一号、第三十六条の四第一項、第四十一条第二項第五号、第六項及び第九項、第四十一条の三第二項第二号及び第五号、第四十八条第三項第二号、第三号及び第七号、第五十一条の三第二項第一号並びに第五十一条の四第一項の規定による指定に係る事務

四　第六十五条第一項の規定による通知に係る事務並びに同条第二項の規定による年金証書の作成及び交付に係る事務

五　第六十六条の規定による年金証書の作成及び交付に係る事務

六　第七十一条の六第一項の規定による承認の取消しに係る事務及び同条第二項の規定による通知に係る事務

七　第七十一条の七第一項の規定による指定の取消しに係る事務及び同条第二項の規定による通知に係る事務

八　第七十二条の八の規定による通知に係る事務

九　第八十五条第三項及び第六項の規定による添付書類の省略に係る事務

十　第九十二条の規定による情報の提供に係る事務

十一　令第六条の十三の規定による納付書の交付に係る事務

十二　住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定による本人確認情報の提供を受けることに係る事務

十三　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）第四条第八項又は第二十九条第六項の規定による求めに応じた資料の提供に係る事務（当該資料の提供を除く。）

（法第百九条の十第一項各号に掲げる事務に係る申請等）

第百十七条　法第百九条の十第一項各号に掲げる事務に係る申請、届出その他の行為は、機構の定める年金事務所に対してするものとする。

（法第百九条の十一第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第百十八条　法第百九条の十一第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　保険料その他法の規定による徴収金

二　法第二十一条の二に規定する返還金その他給付の過誤払による返還金

三　法第二十二条第一項の規定による損害賠償金

（令第十一条の十三第四号に規定する厚生労働省令で定める場合）

第百十九条　令第十一条の十三第四号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　機構の職員が、保険料等（法第百九条の十一第一項に規定する保険料等をいう。以下同じ。）を納付しようとする納付義務者に対して、年金事務所の窓口での現金収納を原則として行わない旨の説明をしたにもかかわらず、納付義務者が保険料等を納付しようとする場合

二　納付義務者が納入告知書又は納付書において指定する納付場所（年金事務所を除く。）での納付が困難であると認められる場合

（令第十一条の十四第二項に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第百二十条　令第十一条の十四第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　年金事務所の名称及び所在地

二　年金事務所で保険料等の収納を実施する場合

（領収証書等の様式）

第百二十一条　令第十一条の十六の規定によつて交付する領収証書及び年金特別会計の歳入徴収官へ報告する報告書は、様式第十八号による。

（保険料等の日本銀行への送付）

第百二十二条　機構は、法第百九条の十一第一項の規定により保険料等を収納したときは、送付書（様式第十九号）を添え、これを現金収納の日又はその翌日（当該翌日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月二日、同月三日、十二月二十九日、同月三十日又は同月三十一日に当たるときは、これらの日の翌日を当該翌日とみなす。）において、日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店をいう。）に送付しなければならない。

（帳簿の備付け）

第百二十三条　令第十一条の十七に規定する帳簿は、様式第二十号によるものとし、収納職員（令第十一条の十三第二号に規定する収納職員をいう。以下同じ。）ごとに、保険料等の収納及び送付の都度、直ちにこれを記録しなければならない。